

**「いじめ対応のポイントと本市の取組
～いじめ防止対策推進法に基づく第三者による
調査の結果及び提言から～」の策定について**

令和6年（2024年）5月22日

総合教育会議

学校教育部

1 趣旨

いじめ防止対策推進法に基づく、第三者委員会による調査の結果及び提言から、いじめの対応のポイントと本市の取組をまとめたため、その内容について報告する。

2 策定の背景と目的

八王子市におけるいじめ重大事態調査：9件
(教育委員会主体の調査4件、学校主体の調査5件)

【目的】 同種の事態の再発防止

児童・生徒が真にいじめの問題を乗り越え、全ての児童・生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築することで、義務教育修了後に、安心して社会生活を送れるようにする。

「いじめ対応のポイントと本市の取組」策定

【令和6年(2024年)5月策定】

3 内容 「いじめ対応のテーマ」

第三者委員会の提言から 6つのテーマに分類

①教員が児童・生徒一人ひとりと向き合える環境整備

②児童・生徒が自ら主体的にいじめの未然防止について行動しようとする意識や態度の育成

③学校における、いじめを許さない指導の徹底

④学校のいじめ対策・いじめ対応の強化

⑤教員の「いじめの対応力」の向上

⑥学校における、保護者や専門家と連携した、いじめ、不登校対応

3 内容 テーマ①「いじめ対応のポイント」

教員が、児童・生徒一人ひとりと向き合える環境整備

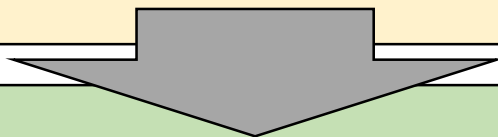
【調査から明らかとなった課題】

○教員が、問題や課題を一人で抱え込んでしまった。

- ・担任が管理職や職場の同僚などに相談することができずに、一人で問題に対処せざるを得ない状況になっており、管理職も担任が抱えている問題や課題を見落としていた。

○一部の教員に過度な負担が集中してしまっている現状があった。

- ・教員に限られた時間と人員の中で、さまざまな問題と向き合わなければならない現状があり、担任が児童・生徒一人ひとりの特性に応じた丁寧な理解や保護者とのコミュニケーションを十分に図ることができなかった。



【第三者委員会の提言】

<提言> 教員個人が問題を一人で抱え込まない組織体制

- ・教員個人や一機関が、問題や課題を抱え込まずに組織的な連携を図りつつ対処することができる体制づくりが必要

<提言> 教員が児童一人ひとりと向き合うことのできる環境整備

- ・教員の働き方改革、学校サポーター等既存の制度の有効活用

3 内容 テーマ①「本市の取組」

毎週1回の「いじめ対応のための時間」の活用！！

週29コマのうち、1コマを「いじめ対応のための時間」として確保し、情報共有等を行う。
個人面談を実施するなど、児童・生徒一人ひとりと直接関わる機会を設定する。

(例)

	月	火	水	木	金
1	1	7	12	17	23
2	2	8	13	18	24
3	3	9	14	19	25
4	4	10	15	20	26
5	5	11	16	21	27
6	6	★		22	28

<学校いじめ対策委員会の実施>
いじめの認知や対応を検討する



<教員間の情報共有>
児童・生徒の状況等を共有する



<児童・生徒との面談>
児童・生徒と直接関わり、
児童・生徒の状況を把握する



<加害児童・生徒への指導>
いじめに該当することを理解させ、
同様の行為を行わないよう指導する



<被害児童・生徒の不安解消>
心身の苦痛の程度に応じて、安心して
学校に通えるよう支援する



<いじめ対応のための時間>

週に1回、いじめ対応のための時間として、全校が設定している
※設定する曜日等は、学校ごとに異なります。

いじめ対応のための時間を有効に使い、
児童・生徒一人ひとりと信頼関係を構築し、
相談や指導につなげます！

※上記以外にも、各学校で工夫した取組が
実施されています！

4 今後について

＜学校への周知及び説明＞

令和6年(2024年)6月 小・中校長会で説明



小・中校長会終了後、全校へ通知



各学校から全保護者へ周知

＜市民への周知＞

令和6年(2024年)6月 市のホームページに掲載

5 参考 テーマ②「いじめ対応のポイント」

児童・生徒が自ら主体的にいじめの未然防止について行動しようとする意識や態度の育成

【調査から明らかとなった課題】

○「いじめ」「不登校」をテーマとした取組だけでなく、「生と死」という根源的な命題に向き合う取組も充実させていく必要がある。

・自ら命を絶つ者が後をたたないという悲しい現実をはらむ現代社会において、学校や家庭、地域等で、大人と子どもが共に「生と死」を語り合えるような機会も設ける必要があった。

○思春期でさまざまな心の問題を抱えやすい児童・生徒同士の、関係性を深める工夫が必要である。

・児童・生徒の関係性が密になっておらず、心の諸問題に児童・生徒も気が付くことができず、児童・生徒間でのケアや相談につなげることができなかった。



【第三者委員会の提言】

<提言> 生と死の教育の充実

・学校や家庭や地域等において、大人と子どもがともに「生と死」を語り合えるような機会をもつことが必要である。

<提言> 「いのちの大切さを共に考える日」の設定

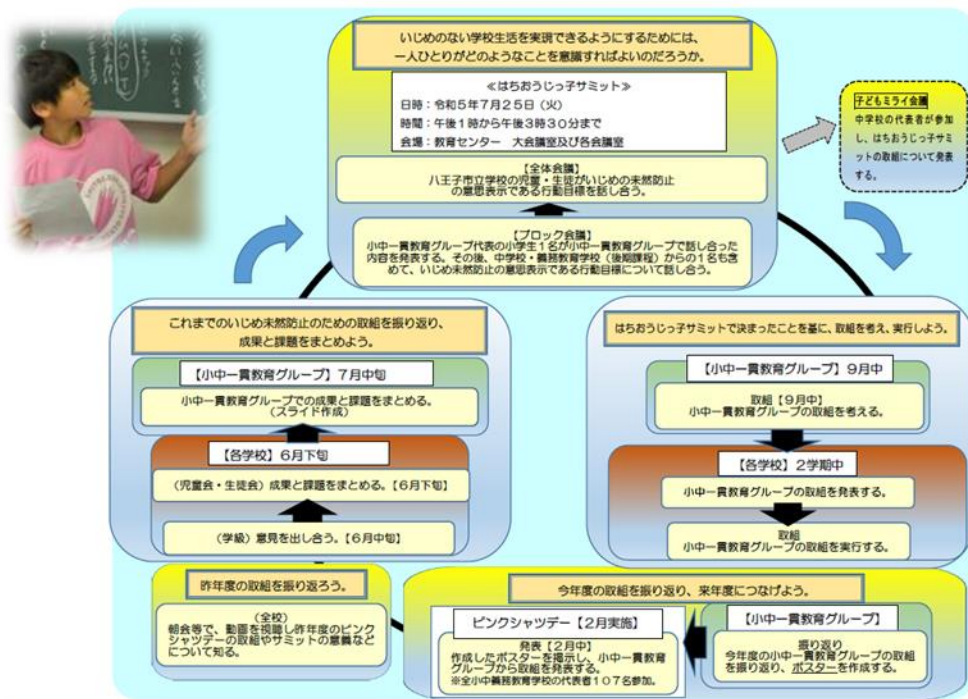
・児童・生徒、教員、保護者、地域など、市民みんなで「いのちの大切さを共に考える日」を制定する。

5 参考 テーマ②「本市の取組」

「はちおうじっ子サミット」の開催

児童・生徒一人ひとりが、自らいじめの問題について考え、子どもたち自身の「いじめ防止」の意識を高めることを目的に、「はちおうじっ子サミット」を実施しています。

このはちおうじっ子サミットは、令和4年度(2022年度)より小学生も参加し、市内の全市立小中学校及び義務教育学校で展開する取組となっています。



八王子市いのちの大切さを共に考える日

学校・家庭・地域等とともに「いのち」について真摯に向き合う機会として、毎年6月から7月にかけて実施しています。

＜校長講話＞
いのちに関する講話の実施



＜特別の教科 道徳＞
いのちを主題とした授業の実施



＜外部講師による授業＞
赤ちゃんふれあい授業など、外部講師を招聘した授業を実施



令和5年度(2023年度) 行動目標
「思いやりの気持ちをもって相手のことを考えて行動します」

5 参考 テーマ③「いじめ対応のポイント」

学校における、いじめを許さない指導の徹底

【調査から明らかとなった課題】

○児童・生徒同士の心の絆を深め、親密なつながりの強い集団をつくることができなかった。

・「いじめをなくそう」という「撲滅」を志向する取組はあったが、児童・生徒が「いじめに至りそうな心と向き合う」ような取組がなく、日々の生活の中での人間関係の構築など、いじめの抑止に向けた取組が不十分であった。

○SNS等の適切な使い方について家庭との共通理解を図ることが不十分であった。

- ・スマートフォンの使い方、SNS等の使い方については、大人が確認し、管理及び指導をすべき部分があり、大人による介入が必要であった。
- ・教員や保護者が児童・生徒のSNS等によるいじめの事実気付かず、つらい気持ちを抱えたまま周囲にSOSを発信することもできず、いじめの発見・対応が遅れてしまった。



【第三者委員会の提言】

<提言> 教員のSOSの受信力、児童・生徒の発信力の向上

・「困ったときは周囲を頼ってもいいんだ」との安心感を醸成するとともに、児童・生徒のSOSの発信力を向上する試みが必要である。

<提言> SNSに関するスキルを実践レベルで体得できるSNS教育

・SNS等のメリットを最大化して、デメリットを最小化するスキルを実践レベルで体得できる教育が必要である。

<提言> いじめ抑止に向けた取組の強化

・アンガーマネジメント教育やソーシャルスキルトレーニングなど、気持ちの整理の在り方を扱うような活動が必要である。

5 参考 テーマ③「本市の取組③」

「いじめ防止に関する授業」の実施

- ・全学級で「いじめに関する授業」を意図的・計画的に年間を通じて、年間3回以上実施しています。
- ・「法教育プログラム」等を活用し、弁護士や人権擁護委員を講師として招き、「いじめ予防授業」を実施しています。

「いじめに関する授業」とは…

- ①全ての児童・生徒に対して、いじめは絶対に許されない行為であることを指導します。
- ②児童・生徒が話し合いを通じて、いじめについて主体的に考える活動を行います。
- ③どのような行為がいじめに該当するか、どのような点に気を付けたらよいかを指導します。



【いじめ防止プログラム・ソーシャルスキルトレーニングの実施】

(中学校第1学年及び義務教育学校第7学年対象)

外部団体による実践的なアンガーマネジメントに関するプログラムを実施しています。

<専門家と連携した授業>

【弁護士によるいじめ予防授業】



「法教育プログラム」等を活用し、弁護士や人権擁護委員を講師として招いて「いじめ予防授業」を実施しています。

【メディアリテラシー教育】

(小6、中2及び義8学年対象)

※義:義務教育学校



情報機器会社によるメディアリテラシー教育を全市立小・中・義務教育学校で実施しています。

【SOSの出し方に関する教育】

「不安や悩みがあるときは、できるだけ早期に身近にいる信頼できる大人に相談すること」などについて学ぶ授業を、各学校のいずれかの学年で年間1単位時間以上実施しています。

5 参考 テーマ④「いじめ対応のポイント」

学校のいじめ対策・いじめ対応の強化

【調査から明らかとなった課題】

○いじめ防止対策の組織が機能せず、情報共有や組織的な対応ができなかった。

- ・いじめ防止対策を行う組織である「学校いじめ対策委員会」を設置する必要があったが、適切に開催されておらず、「いじめ」について正面から取り上げて協議する場や専門家の関与がなかった。

○いじめの認知が適切なプロセスで行われておらず、重大事態調査を行うことができなかった。

- ・いじめではなく「トラブル」として扱い、十分な調査を行わなかった。
- ・被害生徒が「大丈夫」と述べたことをもって「いじめは解決した」と認識し、適切な解消判断を行わなかった。
- ・「いじめによる」長期欠席として扱わず、重大事態調査を行わなかった。



【第三者委員会の提言】

＜提言＞ 学校内におけるいじめ対策組織の実効性の強化

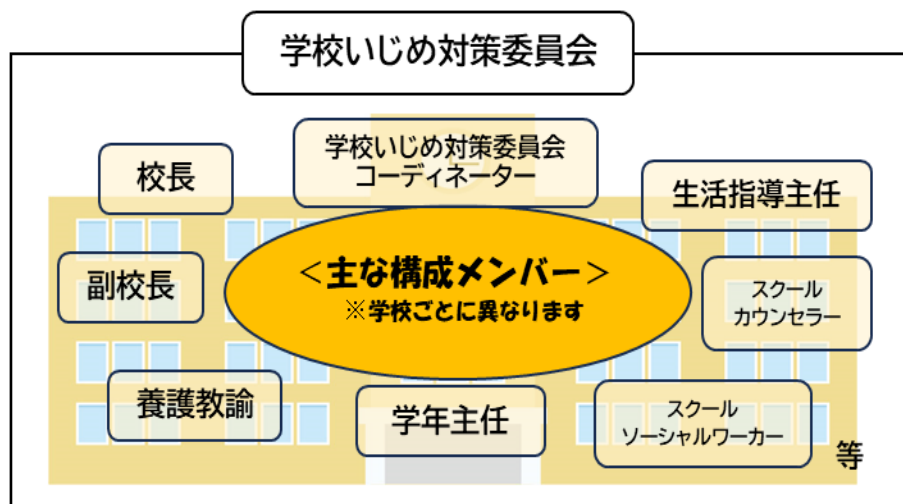
- ・「いじめ」の早期発見及び早期対応を行うため、学校いじめ対策委員会の組織としての実効性を強化する措置が必要である。

＜提言＞ 学校いじめ対策委員会の実態調査

- ・学校いじめ対策委員会が法の求める実態を備えているか、法律の専門家の協力を得て、実態調査を行うことが望ましい。

5 参考 テーマ④「本市の取組」

「学校いじめ対策委員会」を週1回定期開催！



<学校いじめ対策委員会の役割>

【未然防止】

・いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり

【早期発見・早期対応】

・いじめの疑いに関する情報収集と記録、情報の共有

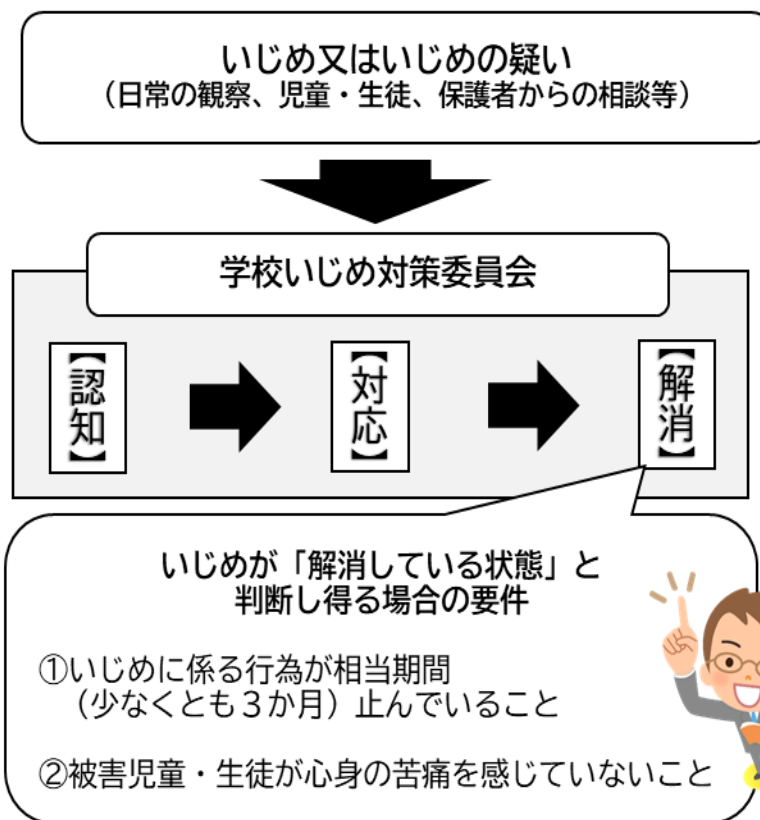
・いじめ事案に関する支援体制や指導体制等、対応方針の決定

【各種取組】

・学校いじめ防止基本方針の点検、見直し及び改訂

・年間計画に基づいた校内研修の企画、運営

いじめの「認知」「対応」「解消」までの流れ！



組織的ないじめ対応の強化を図ります！

5 参考 テーマ⑤「いじめ対応のポイント」

教員の「いじめの対応力」の向上

【調査から明らかとなった課題】

○児童・生徒が発信するSOSを受け止め、法に則った適切な対応への理解が不足していた。

- ・「アンケート調査」の結果を担当が一人で解釈・判断し、個人の判断に基づいた対応を行っていたり、「いじめによる」長期欠席の児童・生徒への対応も組織的に行われなかったりするなど、組織的な対応と法に則った対応への理解が不足していた。

○いじめ対応についての研修内容が十分ではなかった。

- ・いじめ対応について、教員一人ひとりの資質や能力に任されることがあり、いじめ対応についての理解や対応力に差があった。研修内容を見直し、さらなる充実を図り、誰もが正しい理解のもと対応にあたれるようにする必要があった。



【第三者委員会の提言】

<提言>「いじめ」に対する正確な理解と対応方法の周知徹底

- ・ガイドラインの整備や「いじめ」に対する基本方針の、早急な周知徹底が必要である。

<提言> いじめに関する教員研修の見直し

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とする研修など、研究内容の充実が重要である。

5 参考 テーマ⑤「本市の取組」

「いじめに関する研修」の実施

＜学校いじめ対策委員会コーディネーター研修＞



リーダーの育成

- ・学校のいじめ対応の核となる学校いじめ対策委員会コーディネーターを対象にした研修を実施しています。

＜校内研修＞



- ・いじめに関する校内研修を年間3回以上実施しています。
- ・年度当初の1回目の研修においては、「学校いじめ防止基本方針」の内容を全教職員で共通理解しています。

＜新転任教員対象の研修＞



- ・市立小・中・義務教育学校に配属された教員を対象に、本市のいじめ防止への取組の理解を図るオンデマンド研修を実施しています。
- ※対象以外の全ての教員も視聴することができます。

「学校のいじめ防止等の取組」の改善

学校のいじめ防止等の充実に向け、東京都が毎年6月、11月に実施している「ふれあい(いじめ防止強化)月間」の機会等を活用し、各学校が「学校のいじめ防止等の取組状況」を振り返り、具体的な改善に取り組んでいます。

教職員による振り返り
(個人)

＜ステップ1＞

東京都教育委員会のいじめ防止対策を18の項目に整理したチェックリストを活用しています。

学校いじめ対策委員会
による振り返り(学校)

＜ステップ2＞

チェックリストの集計結果を基に、学校いじめ対策委員会で自校の現状や課題を把握し、重点課題や改善策を検討します。

学校のいじめ防止等の
取組改善

＜ステップ3＞

「学校いじめ防止基本方針」の改訂など、いじめ防止等の取組の充実に向けた、具体的な改善に取り組めます。

常に情報をアップデートし、いじめ対応の適切な理解、さらなる改善に取り組めます！

5 参考 テーマ⑥「いじめ対応のポイント」

学校における、保護者や専門家と連携した、いじめ、不登校対応

【調査から明らかとなった課題】

○専門家と連携した対応が十分でなかった。

- ・いじめや不登校児童・生徒への対応について、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携した対応が不十分であった。
- ・専門家の協力を得ながらいじめを受けた児童・生徒やその保護者に対して支援を行う必要があったが、継続的な支援ができなかった。

○保護者からの訴えに対して、適切な対応ができなかった。

- ・学校は保護者からの訴えに対して、速やかにいじめの事実について確認を行う必要があるが、加害児童・生徒から概要の聞き取りを行うにとどまり、いじめに関する調査の情報が不十分であった。
- ・保護者から提出される「子ども見守りシート」を活用できず、保護者と連携した対応ができなかった。



【第三者委員会の提言】

< 提言 > 実効的な情報共有の仕組みの構築

- ・保護者からの訴えに迅速に対応できるような、実効的な情報共有の仕組みづくりが大切である。

< 提言 > スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置及び連携の強化

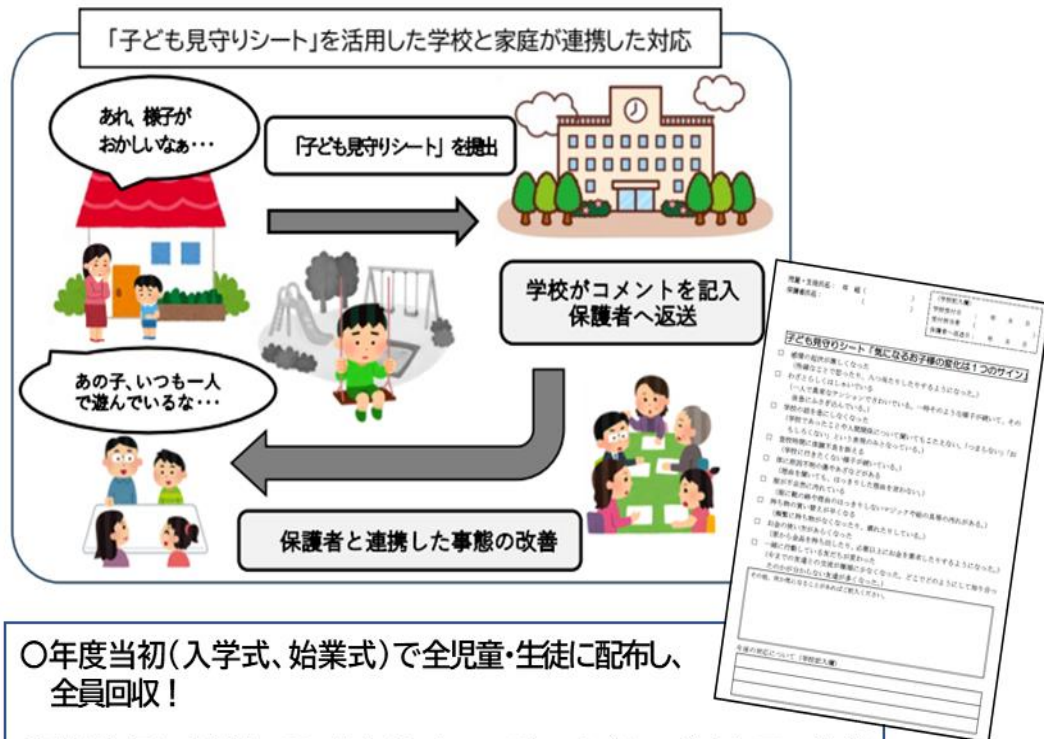
- ・管理職を中心に置く、チーム学校としての対応には、専門職と連携した対応の強化が必要である。

5 参考 テーマ⑥「本市の取組」

「子ども見守りシート」の活用を！

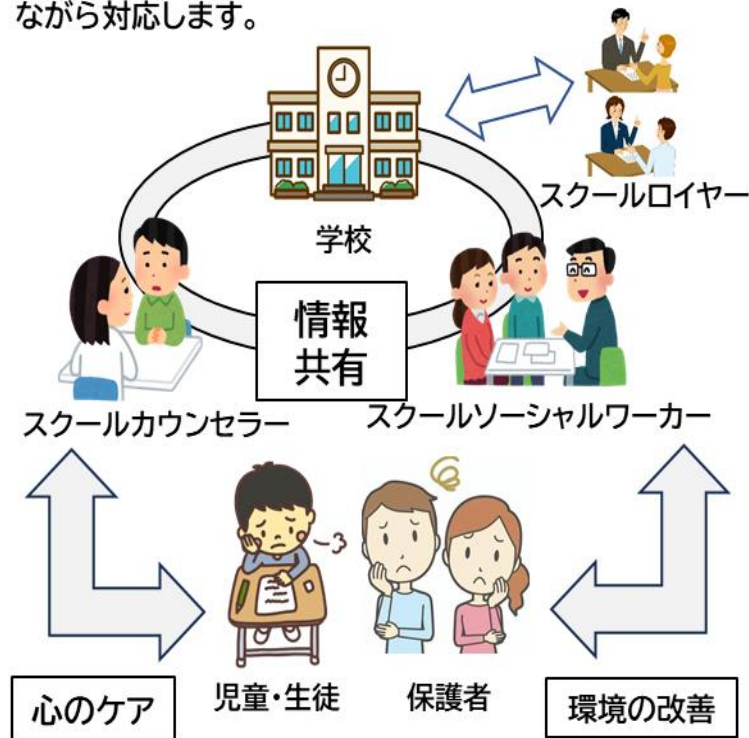
学校と家庭が連携して、子どもの些細な変化に気づき「いじめの芽」の段階で早期対応していく。

年度当初に全児童・生徒の保護者に配布して、保護者の願いなども共有し、一人ひとりの支援につなぐ。



**スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー等
専門家との連携**

児童・生徒の心身の状態に基づき、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携しながら対応します。



学校、保護者、専門家が連携した
「いじめ」の早期対応に取り組みます！17